

茨城県報 第5422号

昭和41年8月1日

月曜日

(明治35年3月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

告 示

●老人福祉法による特別養護老人ホームの施設事務費基準月額の一部改正.....	1
●茨城県肉用牛飼養地域指定要項.....	1
●土地配分計画.....	6
●上野地区土地改良事業の認可：.....	6
●御所沼地区土地改良事業の認可.....	7
●豊里町旭地区土地改良事業の認可.....	7
●道路の区域変更.....	7

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

●鹿島臨海工業地帯開発組合交付公債証券交付等に関する要項の一部改正.....	8
--	---

公 告

●土地立ち入り調査.....	8
●土地立ち入り測量.....	9

雑 報

●市町村長の当選.....	9
---------------	---

告 示

茨城県告示第1005号

昭和41年7月7日 茨城県告示第895号で告示した養護老人ホーム及び特別養護老人ホームへの収容、養護委託並びに葬祭の措置に要する費用の一部を次のように改正し、昭和41年7月1日から適用する。

昭和41年8月1日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

生活費、事務費及び葬祭費の支弁月額等の算定基準 3 施設事務費 (2)特別養護老人ホームの表中「13,395円」を「13,111円」に改める。

茨城県告示第1006号

茨城県肉用牛飼養地域指定要項を次のとおり定める。

昭和41年8月1日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

茨城県肉用牛飼養地域指定要項

(目的)

第1 この要項は本県の立地条件を考慮し、肉用牛の改良増殖と安定的な肉用牛経営の確立を図るため、飼養地域を指定し、その関連施策を重点的に実施し、もつて農業経営の合理化を図ることを目的とする。

(指定地域の名称および内容)

第2 知事は、農業の自然的、経済的条件に応じて地域間分業と主産地形成を図るために、次に掲げる3種類の飼養地域（以下「飼養地域」という。）を指定するものとする。

(1) 和牛増殖地域

和牛の改良増殖を行なう地域とする。

(2) 肉用牛増殖地域

外国産肉専用種と和牛および乳用牛との指定交配による雑種牛の生産を含め、肉用牛の増殖を行なう地域とする。

(3) 肥育地域

廃用乳牛および乳用雄子牛を含む肉用牛の肥育を行なう地域とする。

(指定地域の単位)

第3 飼養地域の指定は、原則として市町村単位とする。ただし、隣接する2以上の市町村の区域にわたつて肉用牛の生産振興を図ることが適當と認められる場合は、当該2以上の市町村の区域を1区域として指定することができるものとする。

(指定の基準)

第4 飼養地域の指定条件は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 当該地域内の関係農家、市町村、関係農業団体等の肉用牛生産振興に対する意欲がおう盛であり、これらの協力体制および指導体制が確立していること。

(2) 和牛増殖地域にあつては、次の条件に適合していること。

(ア) 草資源の開発利用等合理的な肉用牛生産条件が整備され、肉用牛の主産地として育成することが適當と認められる地域であること。

(イ) 和牛飼養農家率が20%以上であり、かつ、和牛の繁殖雌牛が200頭以上飼養されているか、または和牛の繁殖雌牛を200頭以上飼養する計画を有する地域であつて、(ア)に掲げる生産条件を通じ合理的な肉用牛経営の集団的な育成が可能と認められる地域であること。

(3) 肉用牛増殖地域にあつては、次の条件に適合していること。

(ア) (2)の(ア)および(イ)に掲げる条件に適合している地域であること。ただし、乳用牛と外国産肉専用種牛との指定交配による雑種牛の生産に係る地域にあつては、200頭以上の乳用雌牛が飼養されている地域であつて、生産した子牛をもつばら肉用家畜として販売することを予定している地域であること。

- (イ) 外国産肉専用種雄牛との指定交配による雑種牛の生産および出荷を県の指導の下に集団的に行なう計画を有し、かつ、雑種牛の生産に供用される繁殖雌牛につき当該雑種牛の集団的な生産出荷を継続して行なうのに必要と認められる頭数が飼養されている地域であること。
- (4) 肥育地域にあつては、肥育牛を年間300頭以上出荷している地域または肥育素牛の集団的導入、肥育飼料の計画的確保、肥育素牛の集団的出荷体制の整備等の条件を通じて、年間300頭以上の出荷が可能と認められる地域であること。

(指定の重複)

第5 知事は、原則として同一地域を和牛増殖地域および肉用牛増殖地域の重複指定は行なわないものとする。ただし、肥育地域の指定は、他のいずれかと重複してもさしつかえないものとする。

(指定申請)

第6 飼養地域の指定を受けようとする市町村は、肉用牛飼養地域指定申請書(様式第1号)に關係書類を添えて知事に申請するものとする。

(指定)

第7 知事は、前号の申請書を受理したときは、指定の基準の適否について審査し、別に定める肉用牛生産振興方針を勘案のうえ、関東農政局長と協議し、適當と認めたときは、その内容、条件等を示した肉用牛飼養地域指定通知書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(指定の効果)

第8 知事は、肉用牛振興施策の実施に当たつては、指定した飼養地域の種類に応じてその重点的実施につとめるものとする。

(指定市町村の義務)

第9 指定を受けた市町村長(以下「指定市町村長」という。)は、当該指定の日から1年以内に(指定が昭和41年度中に行なわれた地域にあつては、昭和42年度中に)肉用牛振興計画を樹立し、知事の認定を受けなければならない。

(肉用牛生産振興計画の内容)

第10 肉用牛振興計画は、次の事項について作成するものとする。

- (ア) 肉用牛経営の改善に関する事項
- (イ) 肉用牛の改良および増殖に関する事項
- (ウ) 肉用牛の導入に関する事項
- (エ) 飼料の自給度の向上に関する事項
- (オ) 販売出荷の合理化に関する事項
- (カ) その他肉用牛の生産振興を図るために必要な事項

(報告等)

第11 知事は、指定市町村長が行なつた事業実施上の指示または対策等について報告を求めることができるものとする。

(指定の取消)

第12 知事は、第6に基づく指定申請に係る事業の実施が遂行できなかつた場合は、指定の取り消しをすることがある。

2 指定市町村長が指定の取り消しをしようとするときは、知事にあらかじめその理由を届け出て、その承認を受けなければならない。

(書類の経由)

第13 本要項に基づいて知事に提出する書類は、所轄家畜保健衛生所長を経由するものとする。

(様式第1号)

昭和 年 月 日

茨城県知事

殿

申請者住所

氏名

(印)

肉用牛〇〇地域指定申請書

肉用牛の生産振興を図るために肉用牛〇〇地域の指定を承認願いたく、茨城県肉用牛飼養地域指定要項第6に基づき別紙関係書類を添えて申請いたします。

(関係添付書類)

肉用牛生産振興事業計画書

1 肉用牛飼養の概況

総農家 戸数	肉用牛飼養 農家戸数	肉用牛 飼養頭数	飼養頭数の内訳			備考
			繁殖牝牛	肥育牛	その他の牛	

(注 備考欄には、統計の資料名を記載する。)

2 肉用牛の生産、出荷計画

年次別 頭数	現況 (昭和 年度)	昭和 年度	昭和 年度	昭和 年度	昭和 年度
生産頭数(子牛 肉牛)					
出荷頭数					
計					

(第三種郵便物認可)

3 肉用牛の増殖計画

年次別 内訳		現況 (昭和 年度)	昭和 年度	昭和 年度	昭和 年度	昭和 年度
肉用牛飼養総頭数						
内 訳	繁殖牛					
	肥育牛	()	()	()	()	()
	育成牛					
	子牛					

注 ① 算出の基礎数字を別紙に記載すること。

② 肥育牛の()内は、廃用乳牛および乳用雄子牛の肥育牛を記載する。

4 肉用牛飼養のための牧野造成事業の計画

年次別 区分		昭和 年度	昭和 年度	昭和 年度	昭和 年度	備考
草地改良面積						
国有林野活用面積						
共有林野活用面積						
私有林野活用面積						
その他の						

5 肉用牛導入計画

区分	年次別 導入頭数		昭和 年度		昭和 年度		昭和 年度		昭和 年度		備考
	頭数	導入先	頭数	導入先	頭数	導入先	頭数	導入先	頭数	導入先	
繁殖用											
肥育素牛											
計											

6 肉牛肥育に対する飼料確保計画の概要

- 7 雜種牛造成に関する計画の概要
- 8 肉用牛振興のための市町村の具体的計画
- 9 その他参考となるべき事項

(様式第2号)

畜 第 号
昭和 年 月 日

指定申請者 殿

茨城県知事

印

・肉用牛〇〇地域指定通知書

昭和 年 月 日付で申請のあつた肉用牛〇〇地域指定申請については、茨城県肉用牛飼養地域指定要項第7に基づき下記のとおり通知いたします。

記

1 地域指定の名称

〇〇〇地域

2 条 件

茨城県告示第1007号

土地改良法第94条の8第1項の規定に基づき、土地配分計画が作成されたから、同項及び第94条の9の規定に基づく土地改良法施行令第72条第2号の規定により次のとおり公示する。

昭和41年8月1日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

地区名	所 在 地			入 植 者		增 反 者		团 体		備 考
	郡	村	大字	予定配分口数	予定配分面積	予定配分口数	予定配分面積	予定配分口数	予定配分面積	
日川の2	鹿島	神栖	日川 萩原	—	—	—	—	1	77,030.82	m ² 新規 (再公示)

茨城県告示第1008号

昭和41年6月9日 茨城県告示第671号による明野町上野土地改良区の上野地区土地改良事業は、昭和41年7月22日認可した。

昭和41年8月1日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

(第三種郵便物認可)

茨城県告示第1009号

昭和41年6月9日 茨城県告示第672号による御所沼土地改良区の御所沼地区土地改良事業は、昭和41年7月22日認可した。

昭和41年8月1日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

茨城県告示第1010号

昭和40年12月16日茨城県告示第1461号による土浦市外十五ヶ町村土地改良区の豊里町旭地区土地改良事業は、昭和41年7月25日認可した。

昭和41年8月1日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

茨城県告示第1011号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和41年8月1日から30日間茨城県土木部道路補修課において一般の縦覧に供する。

昭和41年8月1日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 50号線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の巾員	延長	摘要
結城市大字結城字関口 1808番地地先県界から	旧	メートル 7.3~8.0	メートル 4,358.6	都市計画 街路事業
結城市大字觀音台 4401番地の1地先まで				
結城市大字結城字関口 1808番地地先県界から	新	7.3~8.0	4,358.6	
結城市大字觀音台 4401番地の1地先まで				
結城市大字小田林字台下 1718番地地先県界から		8.0~11.0	4,479.0	
結城市大字觀音台 4401番地の1地先まで				

(鹿島臨海工業地帯開発組合)

鹿島臨海工業地帯開発組合告示第10号

鹿島臨海工業地帯開発組合交付公債証券の交付等に関する要項(昭和40年鹿島臨海工業地帯開発組合告示第11号)の一部を次のように改正する。

昭和41年8月1日

鹿島臨海工業地帯開発組合

管理 者 岩 上 二 郎

第4条及び第5条を次のように改める。

(公債証券の交付決定等)

第4条 鹿島臨海工業地帯開発組合鹿島事務所長(以下「所長」という。)は、債権者から公債証券交付請求書(様式第4号)の提出があつた場合において、当該請求書が法令その他の諸規程に違反していないか、債権者に誤りがないかを調査し、公債証券の交付を債権者ごとに決定し、公債証券交付引換書原符(様式第5号)、公債証券交付引換書(様式第6号)及び公債証券交付案内書(様式第7号)をそれぞれ作成して、公債証券交付引換書は、債権者に、公債証券交付案内書はそれぞれの取扱店に交付するものとする。

2 所長は、前項の規定により公債証券の交付を決定したときは、すみやかに公債証券の交付決定の報告を管理者にするものとする。

(公債証券の送付等)

第5条 管理者は前条第2項の報告を受けたときは、すみやかに出納長に対し、公債証券の送付の通知をするものとする。

2 出納長は、前項の送付通知を受けたときは、公債証券送付書(様式第2号)とともに公債証券を銀行に送付し、銀行は、出納長に対して公債証券預り書(様式第3号)を送付するものとする。

第8条 第3項中「事務局長を経由して銀行に」を「それぞれの取扱店に」に改める。

付 則

この要項は、昭和41年8月1日から施行する。

公 告

●土地立ち入り調査について

県営かんがい排水事業並びに県営ほ場整備事業五霞村地区の実施調査測量のため、県の職員が下記により土地立ち入り調査をするので、土地改良法第118条第3項および同法施行規則第91条第2項の規定により公告する。

昭和41年8月1日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青 鹿 明 司

記

- 1 実施機関 茨城県
- 2 立ち入り目的 土地改良事業実施測量のため
- 3 立ち入り場所 猿島郡五霞村一円
- 4 立ち入り期間 昭和41年8月1日から昭和43年3月31日まで
- 5 立ち入り調査する者
茨城県境土地改良事務所職員

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和41年8月1日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 青鹿明司

- 1 起業者の名称 茨城県
- 2 事業の種類 一般県道河原子多賀線街路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
日立市河原子町字木ノ下、扇田、上八反、下八反、文組
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和41年8月2日から
昭和42年3月31日まで

雑報

●市町村長の当選

7月23日に行なわれた牛堀町長選挙の結果次の者が当選した。

箕輪又四郎

■ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ■

☆ 茨 城 県 報 ☆

茨城県の行政機構・財政・農林・水産・商工・土木・衛生・労働・公安・教育・文化・民生等あらゆる行政にわたる県民の権利・自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例・規則・告示・公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県印刷所あてお申し込み下さい。購読料は、昭和40年5月1日から送料とも1カ月150円であります。

每週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1カ月）
休日の場合は繰り下ぐ
金 1 5 0 円

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所